

# みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心



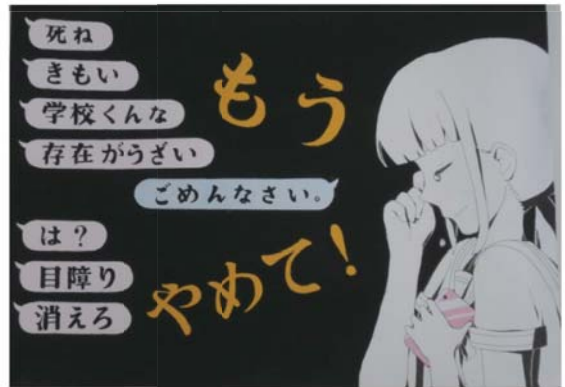
亀山東小学校 2年 <sup>いくち さくら</sup>井口 桜 さん



亀山西小学校 2年 <sup>ほり かな</sup>堀 葉菜 さん



加太小学校 3年 <sup>とよだ</sup>豊田 ころろ さん



亀山中学校 3年 <sup>おさき はるか</sup>尾崎 遙 さん



井田川小学校 5年 <sup>はやみ ちか</sup>速水 萌花 さん



亀山西小学校 5年 <sup>まえだ たくみ</sup>前田 拓海 さん



中部中学校 3年 <sup>まつばやし のりこ</sup>松林 憲子 さん

# ヒューマンフェスタ in 亀山

平成27年12月5日(土)、関文化交流センターにおいて「第11回ヒューマンフェスタ in 亀山」を開催し、約400名の方にご来場いただき、会場はほぼ満席となりました。また、その数日前の早朝には、実行委員らが手分けしてJR亀山駅、関駅、井田川駅の3駅において、利用客にフェスタへの参加を呼びかけました。



当日は、徳風高校の生徒2名による司会のもと午前11時30分に開会し、主催者あいさつ等のあと、市内3中学校の生徒3名による人権作文発表と亀山高校の生徒3名による人権スピーチがありました。



切磋亭 琢磨 さん

お昼には、亀山みそ焼きうどんや味ごはん等の販売、亀山市人権教育推進協議会による「人権しおり」づくり体験、徳風高校によるネイルアートやセラピー犬とのふれあい体験、市内小中学生による人権習字・ポスター展示、各種活動団体による活動報告などのブース活動・展示が行われ、各ブースとも多くの人で賑わいました。

最後は、32年の小学校教諭歴と40余年の落語歴を活かした切磋亭琢磨さんによる人権落語で、笑いあり涙ありの内容でした。

## 中学生3人の人権作文(内容紹介) (※ 在籍校 及び 在籍学年については、平成27年度時点のものです)

### ◆『祖母の笑顔』 関中学校 3年生 北崎 沙弥 さん

脳梗塞により右手・右足が不自由になった祖母。祖母はいつも自分の気持ちに寄り添ってくれ、そのおかげで自分がんばることができる。祖母にも、誰にでも生きる意味が必ずある。



### ◆『私を変えてくれた人』 中部中学校 3年生 上田 真由佳 さん

中学校の運動部活動の顧問の先生との関わりを通して、自分の意見や思いをしっかりと言うことができるようになった。遠慮せずに、周りの人と本音で言い合える関係を築いていきたい。



### ◆『より良い社会をつくる』 亀山中学校 3年生 館 柚奈 さん

(第35回全国中学生人権作文コンテスト 三重県教育委員会教育長賞、法務省人権擁護局長賞 受賞)  
大きいメダカが小さいメダカを追い回す。メダカのやっていることは人間のいじめと同じだ。でも、人間は善悪の区別を見極めることができるので、いじめのない社会を築くことができる。



## 亀山高校生3人の人権スピーチ(内容紹介)

◆いじめが終わっても、そのいじめを見ていた周りの人の目が怖くて、なかなか元のように戻れない。周りの人は、いじめをよくないと思っていることを言葉で伝えてほしい。

◆自身の身体的ハンディキャップや、いじめられた子をかばったことなどが原因で、いじめられた経験がある。とても悔しかった。この経験を無駄にせず、いじめや差別をなくすため、活動を続けていきたい。

◆私は外国につながるルーツを持っています。ヘイトスピーチ<sup>(※)</sup>の動画を見て涙が出ました。想像してみてください。近くで自分達のことを「殺せ、殺せ」と大声で言っている人たちが大勢いることを。

※ヘイトスピーチ…人種や国籍、ジェンダーなど特定の属性を有する集団を脅したり、差別や暴力行為をあおったりする言動、侮辱する行動を指します。国内では、東京都新宿区新大久保や大阪市生野区鶴橋などで在日韓国・朝鮮人に向けて「出て行け」「殺せ」などと連呼する街頭活動が繰り返され問題になっています。



「ヒューマンフェスタ in 亀山」は、毎年12月の人権週間に合わせて開催しています。市民の皆さんの人権感覚を磨いていただくため、様々な参画団体によるブース展示や人権に関する講演会などを実施しています。皆さんの参加をお待ちしています。



# 障害者差別解消法が施行されました。

## 障害者差別解消法とは

この法律は、障がいや理由とする差別をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分けへだてられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指すもので、平成28年4月1日に施行されました。

## この法律のポイント

この法律は、障がいや理由とする差別をなくしていくための基本的な事項や、国や地方公共団体、民間事業所が、「障害を理由とする差別」をしてはいけないことを定めています。

「障害を理由とする差別」には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮を行わないこと」の2つがあります。

### 「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

≪「不当な差別的取扱い」の例≫

- ・障がいがあることを理由に、習い事の教室などへの入会を断ること。
- ・障がいがあることを理由に、アパート等の契約を断ること。
- ・車いすを利用していることを理由に、お店への入店を断ること。



### 「合理的配慮」とは

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明<sup>(※1)</sup>があった場合に、負担になりすぎない範囲<sup>(※2)</sup>で、社会的障壁を取り除くために行う、必要かつ合理的な配慮のこと。

≪「合理的配慮」の例≫

- ・車いす利用者のために、段差の解消を図ったりスロープを設置したりする。
- ・聴覚に障がいがある人に、手話や筆談などで対応する。
- ・知的障がいのある人に対する文書は、漢字にふりがなを付けるとともに分かりやすい言葉で書く。

※1 知的障がいなどにより、本人が自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などの支援者が補佐して意思の表明をすることもできます。

※2 無制限の負担を求められるものではなく、個別の事案ごとに総合的・客観的に判断することが必要です。

**「不当な差別的取扱い」だけでなく、「合理的配慮を行わないこと」で、障がいのある方の権利・利益が侵害される場合も「差別」に当たります。**

※「不当な差別的取扱い」をすることは、国や地方公共団体等並びに民間事業所も禁止されていますが、「合理的配慮」については、国や地方公共団体等には法的義務がありますが、民間事業所は努力義務となっています。

**2015年度「人権」に関する絵画・ポスター募集への応募ありがとうございました。**



今年度も市内の全小中学校の児童・生徒の皆さんからたくさんの応募をいただきました。

作品は、12月に実施した「第11回ヒューマンフェスタ in 亀山」で、関文化交流センターの2階に展示しました。

子どもたちの人権メッセージの詰まった作品を多くの方に見ていただくことができ、大変有意義なものとなりました。

来年度もたくさんの応募をお待ちしています。

# ちょっと考えてみよう！

## ちがいのちがい

これらのことは、「あっても良いちがい」でしょうか？

それとも「あってはいけない(無い方が良い)ちがい」でしょうか？

あるいは「どちらとも言えない」でしょうか？

気軽に考えてみてください。ぜひ、ご家族、お友達とも話し合ってみてください。

- 1 日本に住んでいる10歳のAさんは毎日学校に行っているが、発展途上国に住んでいる10歳のBさんは毎日路上でガムを売っている。
- 2 ランドセルは男子が黒色で、女子は赤色が多い。
- 3 Cさんはどこにでも旅行に行けるが、車いすに乗っているDさんは一人で電車に乗ることができない。
- 4 75歳の自治会長Aさんの話はみんな聞かすが、同じ歳で認知症のBさんの話は誰も聞こうとしない。
- 5 日本では、食事の時に箸を使うが、インドでは指を使う。
- 6 ある不動産屋は、家を建てるための土地を探しているお客さんに、C地区の購入を勧めているが、D地区には近くに同和地区があるからという理由で、購入を勧めていない。
- 7 災害時の避難所で、多く的人是アナウンスにより食べ物の配給時間を知ることができたが、聴覚障害者のEさんは知ることができなかった。
- 8 中学生のAさんの毎月のお小遣いは5,000円だが、同級生のBさんの毎月のお小遣いは1,000円である。
- 9 Cさんの家では必ず父親が先に風呂に入るが、Dさんの家では決まっていない。
- 10 日本でアパートを借りる時、日本人のAさんは簡単に借りられるが、外国人のBさんはなかなか借りることができない。
- 11 HIV感染者のCさんは会社を退職させられたが、癌の手術をしたDさんは手術後会社に復帰した。

これらのちがいが、差別心や人権が尊重されていないこと等によるものなのか、認められるべき多様性や個性等によるものなのか、それぞれの目線で考え、話し合ってもらうための資料です。

あらゆる差別のない明るい社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが毎日の暮らしの中で人権感覚を磨いていく必要があります。ご意見等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

亀山市 市民文化部 文化振興局 共生社会推進室  
〒519-0195 亀山市本丸町577  
Tel 0595-84-5066  
E-mail:kyoseisyakai@city.kameyama.mie.jp

——— 亀山市人権施策基本方針の基本理念 ———

みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点  
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち